

京都市建設局市有安全施設賠償責任保険仕様書

1. 件名

京都市建設局市有安全施設賠償責任保険

2. 対象施設

- (1) 私道区域内に設置された転落防止柵 131m
- (2) 私道区域内に設置されたカーブミラー 53枚

3. 保険期間

令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時まで

4. 種類及び補償内容

(ア)保険の種類

施設賠償責任保険

(イ)補償内容

京都市が所有する安全施設のうち建設局が所管し、私道の安全性を向上させるために設置された安全施設において、設置又は管理の瑕疵により生じた事故により、京都市が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金及び訴訟費用をてん補するもの。

(ウ)てん補限度額

対人 1名につき 2,000万円 1事故につき 1億円（免責なし）

対物 1事故につき 1,000万円（免責なし）

(エ)保険金の種類

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用
- ③ 損害防止軽減費用
- ④ 緊急措置費用
- ⑤ 協力費用

5. その他の事項

- (1) 本仕様に取り決めのない事項については賠償責任保険普通約款、施設（所有者）特別約款（又は同等内容の約款）の規定を準用する。
- (2) 2.の対象施設の増減が発生した場合は遅滞なく通知する。
- (3) 疑義が生じた場合は協議の上決定するものとする。